

第6回 大崎市総合教育会議

日 時 平成30年11月8日(木)
午後3時から
場 所 大崎市役所 北会議室2階

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

報告事項

第1号 世界農業遺産の保全と活用に向けた教育分野との
連携事業について 【世界農業遺産推進課】 資料1

協議事項

第1号 不登校児童生徒の支援体制強化について
【学校教育課】 資料2

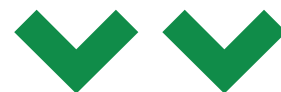
4 そ の 他

5 閉 会

世界農業遺産の保全と活用に向けた 教育分野との連携について

～世界農業遺産副読本等の推進状況について～

大崎 耕土
世界農業遺産



産業経済部世界農業遺産推進課

**OSAKI
KOU DO**

GLOBALLY IMPORTANT
AGRICULTURAL
HERITAGE SYSTEMS

アクションプランの推進状況

- 世界農業遺産アクションプランに基づく総合的な施策の調整と展開を推進するため、大崎地域世界農業遺産アクションプラン推進会議(以下「推進会議」という。)を設置(平成30年7月17日設置)。
- 推進会議は、①多様な資源を巡るツーリズムを核とした交流人口の拡大、②ブランディングによる価値の共有と向上、③人材育成の推進を行うことを主な目的とし、多様な分野の参画により構成。

アクションプラン推進会議

①フィールドミュージアム 構想検討部会

フィールドミュージアムの構築による地域資源の魅力の再発見を通じた動的な保全と活用

<推進状況>

- フィールドミュージアム構築
 - ・旧14市町を基本単位のエリア設定
 - ・農業遺産資源と探訪ルートの設定
- 屋敷林「居久根」の保全・活用モデル地域の設定による保全体制の検討
- 食文化の保全・活用の開催による食文化の掘り起こしと普及 ほか

<年度内の成果>

- (仮称)大崎耕土フィールドミュージアムマップの作成
- 居久根保全「モデル地域」の設定
- 「(仮称)大崎耕土食文化講座」の開催

②認証制度検討部会

地域資源の価値の発信を通じた持続的農業の推進

<推進状況>

- 認証制度の検討
- 以下の項目について、協議・検討しているところ
 - ・基準
 - ・対象品目(農産物、加工品)
 - ・販売戦略
 - ・居久根などの景観保全との連携
 - ・認証体制の検討(確認作業等)

<年度内の成果>

- (仮称)豊穰の大地「大崎耕土」世界農業遺産認証制度の確立
- ※米等の一部の品目から平成31年度認証

③人材育成検討部会

農業の知恵の継承と価値の共有

<推進状況>

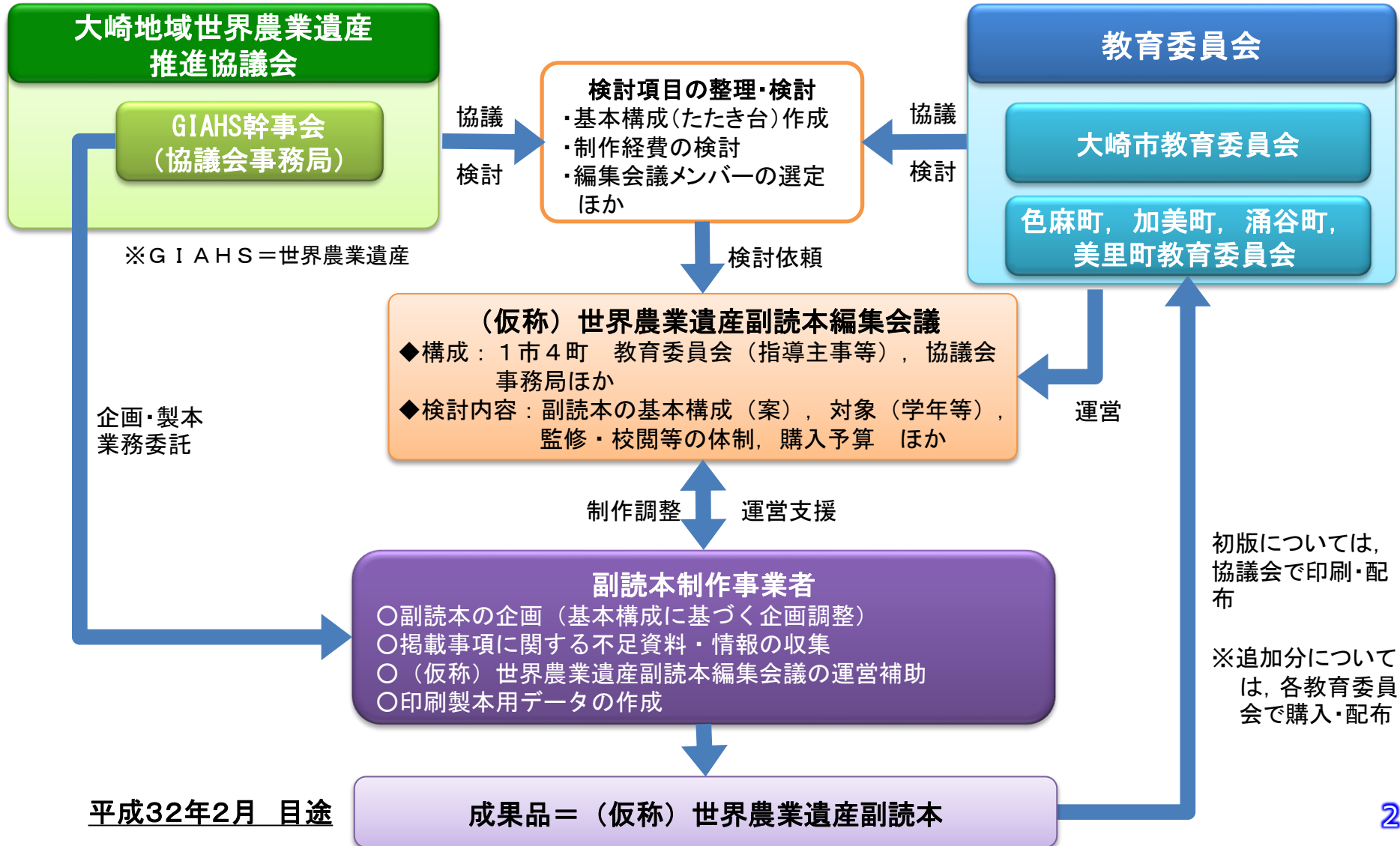
- ◆人材バンク整備(調整中)
- ◆公的教育機関(小中高等)での出前授業実施
 - ・古川黎明高校(通年)
 - ・小牛田農林高校(講義)
 - ・古川学園(クラブ活動)ほか
- ◆副読本の制作
詳細は、次ページ参照

<年度内の成果>

- 人材バンク:リスト(一次)の整理と公表
- 副読本編集会議の設置と検討

「(仮称)世界農業遺産副読本」の制作スキーム

平成29年12月に国連食糧農業機関(FAO)より、世界農業遺産に認定された「大崎耕土」の世界的に重要な農業システムと、それを築きあげた先人の知恵と絶え間ない努力を次世代に伝え、誇るべき郷土の宝として継承していくことの大切さについて、一層の理解促進を図るため、1市4町の児童等を対象とした世界農業遺産副読本を作成するもの。(前回の総合教育会議において協議)



不登校児童生徒の支援体制強化について

1 不登校児童生徒の現状

大崎市立小・中学校の不登校等の児童生徒の状況は、平成30年9月末現在で、不登校児童・生徒は小学生が29人、中学生では101人となっており、準不登校（不登校相当含む）の児童、生徒を含めると、小学生では84人、中学生では164人となっており、合計248人の児童生徒が不登校または準不登校の状況になっています。

(1) 不登校等児童生徒数 (H30.9 末現在) ※ () 内は H29.9 末現在 (人)

区 分	小学校		中学校		合 計		
	不登校	準不登校	不登校	準不登校	不登校	準不登校	
古 川	21(21)	37(22)	70(60)	45(35)	91(81)	82(57)	
松 山	2(1)	0(1)	2(3)	3(4)	4(4)	3(5)	
三本木	3(0)	2(1)	2(7)	1(1)	5(7)	3(2)	
鹿島台	1(0)	4(5)	12(10)	4(4)	13(10)	8(9)	
岩出山	1(0)	9(0)	3(5)	7(4)	4(5)	16(4)	
鳴 子	0(0)	2(0)	0(0)	2(1)	0(0)	4(1)	
田 尻	1(1)	1(2)	12(4)	1(2)	13(5)	2(4)	
計	29(23)	55(31)	101(89)	63(51)	130(112)	118(82)	
割合	H30	0.4%	0.8%	3.1%	1.9%	1.3%	1.2%
	H29	0.3%	0.5%	2.6%	1.5%	1.1%	0.8%

(2) 別室登校 (H30.9 末現在) (人)

地 域	小学校	中学校	合 計
古 川	17	35	52
松 山	1	0	1
三本木	1	1	2
鹿島台	0	3	3
岩出山	2	2	4
鳴 子	1	1	2
田 尻	0	4	4
計	22	46	68
割 合	0.3%	1.4%	0.7%

2 不登校児童生徒の支援体制強化の背景

大崎市立小中学校における不登校及び準不登校の児童生徒の状況が、小学生では84人(1.2%)、中学生では164人(5.0%)となっています。

前年同月と比較すると、小学生では0.4%の増、中学生では0.9%の増となっており、年々増加傾向にあり、その対策が喫緊の課題となっています。

また、準不登校児童生徒が全体で118人となっており、前年同月比で36人増加しており、初期段階での対応が必要と考えます。

現在実施している不登校児童生徒への支援策としては、各学校の担任、生徒指導担当教諭、スクールソーシャルワーカー等による相談や家庭訪問の実施、さらには北部教育事務所の支援や大崎けやき教室を設置するなどして、不登校児童生徒への支援に取り組んでいます。

【現在の不登校対策の状況】

関係機関	支援者・支援内容
小中学校	担任教諭，生徒指導担当教諭による面接，家庭訪問，学習支援等
県教育委員会	心のケア・いじめ・不登校等対策プロジェクトチームによる児童生徒，保護者への面接，教職員への助言等
	児童生徒の心のサポート班による児童生徒及び保護者の来所相談，学校への訪問支援等
	スクールソーシャルワーカーによる問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ，保護者，教職員等に対する支援や相談等
	スクールカウンセラーによる相談
北部教育事務所	在学青少年育成員による相談・指導等 教育事務所専門カウンセラー相談・指導等 訪問指導員相談・指導等
大崎地域（1市4町）	けやき教室開設による学習支援，
市教育委員会	指導主事による教職員への支援，相談等 スクールソーシャルワーカーによる児童生徒及び保護者の相談等

3 不登校児童生徒の支援体制強化策（大崎市子ども心のケアハウスの開設）

(1) 設置概要

不登校児童生徒の支援策の一つとして、不登校児童生徒の学習支援を目的とした適応指導教室「けやき教室」を、大崎地区1市4町で開設していますが、けやき教室は通所できる児童生徒を対象とした支援となっているため、準不登校などの初期段階にある児童生徒への対応については、それぞれの学校に対応を任せている状況にあります。

しかし、現状では、各学校の担任や生徒指導担当による相談、家庭訪問等の指導に十分な時間を費やすことが難しく、きめ細やかな対応ができない状況にあるため、不登校児童生徒への直接的な働きかけや学校等の人的支援を行いながら、より適切な支援策をコーディネートするアウトリーチ型の支援策として、宮城県が実施している補助事業を活用し「子ども心のケアハウス」を開設するものです。

(2) 場所

大崎市古川地域

(3) 期間

平成31年3月1日から平成33年3月31日まで

- (4) 開設時間
月～金 9:00～18:00
- (5) 職員体制 3名
・スーパーバイザー 3名
- (6) 事業費（見込み）
平成31年度 13,480千円（内人件費9,841千円）
平成32年度 11,985千円（内人件費9,841千円）

(7) 適応指導教室（けやき教室）との比較

○けやき教室	○こども心のケアハウス
<ul style="list-style-type: none"> ・通所型 ・個別カウンセリング ・集団または個別による学習指導・支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチ型及び通所型 ・家庭訪問による登校・通所支援 ・家庭訪問による学習指導・支援 ・別室登校への学習指導・支援

4 みやぎ子ども心のケアハウス運営支援事業（補助事業）

- (1) 目的
東日本大震災に起因する心の問題等により、学校生活に困難がある児童生徒の学びの場、そして学校復帰や社会的自立を目指す児童生徒の居場所づくりを目的とし、不登校傾向にある児童生徒への初期対応や不登校にある児童生徒への自立支援を学校、適応指導教室及び関係機関と連携して行うため、市町村が行う支援体制の整備を支援するもの。
- (2) 事業実施期間
平成28年度から平成32年度までの5年間
- (3) 事業内容
心のケアスーパーバイザーを配置し、次の3つの機能による複合的なサポートを行う。
- ① 心サポート機能
教育相談窓口として心のケアを行う。必要に応じて、学校での別室登校児童生徒の支援や、家庭訪問による支援を行う。
 - ② 適応サポート機能
不登校傾向にある児童生徒の早期学校復帰へ向けた支援を行う。
 - ③ 学びサポート機能
子どもの心のケアハウスや学校の別室等で学習支援を行う。
- (4) 補助内容 ※限度額（初年度）：21,700千円以内
- ① 人件費，施設整備費，施設借上経費，事業経費は10/10
 - ② 維持管理費（光熱水費，通信運搬費，消耗品費，修繕費）は2/3以内

みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業

義務教育課

みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業の目的

東日本大震災に起因する心の問題から生じる不登校や不登校傾向及びいじめ等により、学校生活に困難を抱えるようになった児童生徒の学校復帰や自立支援を目的として市町村が行う体制整備を支援する。

ケアハウスの活動イメージ

心のケアスーパーバイザー（必置）：各サポート機能のコーディネーター、関係機関との連携調整等

○主に不登校傾向にある児童生徒・保護者への支援を行い、学校復帰をサポートする。

○ケアハウスの三機能

教育相談窓口としての「心サポート機能」
 学校復帰支援としての「適応サポート機能」
 学習支援としての「学びサポート機能」

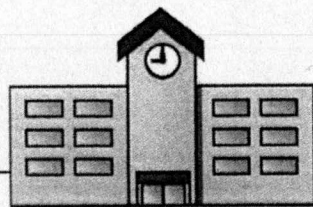
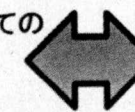


○来所支援

・学校に登校できない児童生徒を受け入れてのサポート
 ・来所相談、電話相談

適応指導教室との連携

不登校児童生徒への支援をする適応指導教室との連携や機能の分担をし、児童生徒への切れ目のない支援を図る。



○学校支援

・教室に入れなくて別室登校等をしている児童生徒へのサポート、教育相談

アウトリーチでの支援が可能



○家庭支援

・引きこもり傾向等にある児童生徒や保護者へのサポート（家庭訪問、交通費補助）

支援までの取組イメージ

①相談受付

学校や家庭からの相談を受付
 （心サポートコーディネーター）

②情報分析

学校や家庭と連携し、情報共有・分析
 （スーパーバイザー、各コーディネーター）

③ケースに応じた支援の検討

○軽度の案件

・個別相談内容に応じた短期サポート
 ・学校・家庭への情報提供

○重度の案件

・関係機関や学校とのケース会議の開催
 ・個に応じた支援計画の作成

④支援開始

関係機関や学校と連携し、個別計画に応じた支援を実施

⑤学校復帰

開設イメージ

○事業実施概要

スーパーバイザー3名を週5日、1日7時間勤務で配置。事務所（けやき教室と別室）を拠点とし、学校を巡回して課題や配慮すべき児童生徒を把握した上で、対応方針を協議し、学校や家庭で不登校児童生徒等の対応にあたる。

